

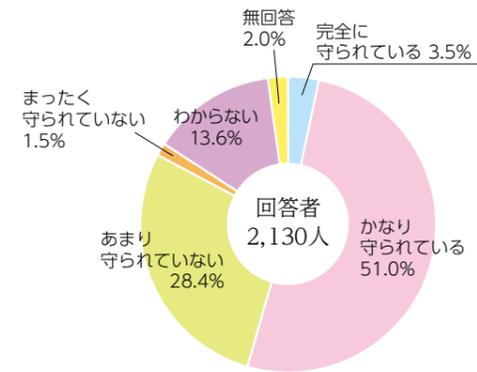
# 人権・同和問題（部落差別）に関する 市民意識調査結果

市は今後の啓発活動のために、2017年7月、無作為抽出した5,000人の市民にアンケート用紙を郵送し、人権・同和問題に関する意識調査を実施しました。回答を得たのは、2,130人でした。調査結果について概要をお知らせします。ご協力ありがとうございました。

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008

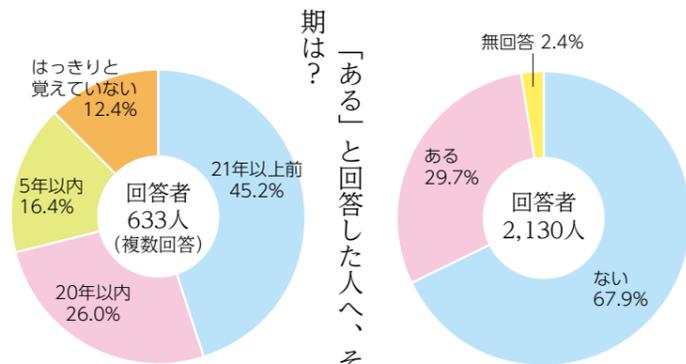
## 1 基本的人権の認識

基本的人権は侵すことの出来ない永久の権利として、憲法で保障されていますが、あなたは、今の社会でこのことが守られていると思いますか。



## 2 同和問題（部落差別）の見聞

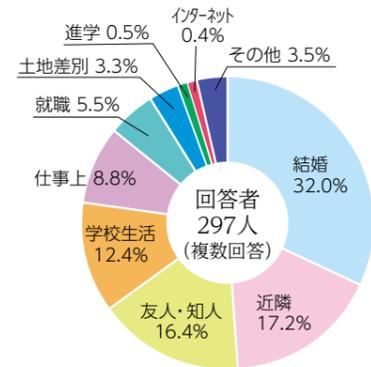
あなたは、部落差別をしているのを実際に見た（あるいは体験した）ことがありますか。



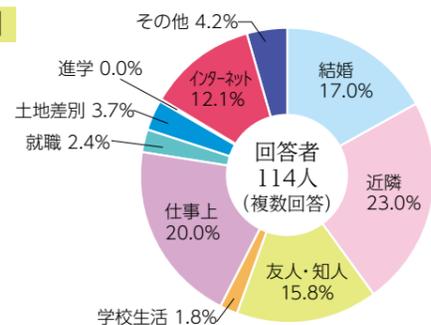
## 3 同和問題（部落差別）について見聞した差別の時期別内容

「見た（あるいは体験した）ことがある」を回答された人にお伺いします。その時期と内容は？

【21年以上前】

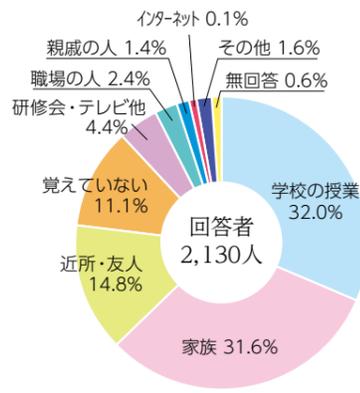


【5年以内】



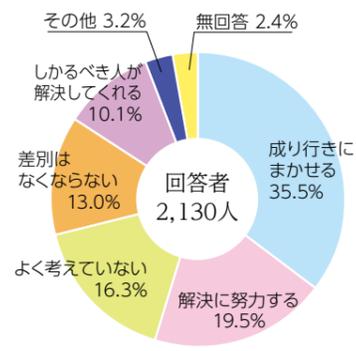
## 4 同和問題（部落差別）の認識経路

あなたが、同和問題（部落差別）をはじめて知ったきっかけは何からですか。



## 5 同和問題（部落差別）の解決

同和問題（部落差別）の解決に対するあなたの態度はいかがですか。



### 部落差別のない社会を実現するために

調査結果によると、同和問題（部落差別）は、自分たちには関係ないと思っている人が、まだまだ多いようです。同和問題（部落差別）に限らず、その他の人権問題においても差別を受ける側に問題があるわけではありません。全ての人権問題は差別する人たちがいるから問題になるのです。つまり、加害者側の問題であると言えます。

「部落差別の解消の推進に関する法律\*1」第2条（基本理念）に、『部落差別の解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深め』とあるように全ての人々が当事者なのです。誰もが日本国憲法で保障された基本的人権を享有できる社会を作るため全ての人々が自分たちの問題として考え、正しい行動を起こすことができるようにしましょう。

#### 日本国憲法

#### 第11条（基本的人権）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

#### 第14条（平等原則）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

#### ※1 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日施行）

この法律は、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、国や地方公共団体による教育および啓発、相談体制の充実などについて定めることにより、部落差別の解消の必要性に対する国民一人ひとりの理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

詳しくは法務省のホームページをご確認ください  
[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)